

ス 第 303号  
平成25年2月25日

財団法人 松江体育協会  
会 長 松 浦 正 敬 様

松江市教育委員会  
教育長 福 島 律 子  
(学校教育課)  
(スポーツ課)



スポーツ現場における適正な指導・運営について (通知)

平素より本市のスポーツ振興につきまして格別のご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先般の大阪市立高等学校における問題に端を発し、スポーツ現場における暴力行為等が次々と明らかになっています。

ご承知のとおり、体罰は学校教育法で禁止されており、とりわけ社会体育活動の指導においても、体罰を厳しい指導の一環として正当化することはあってはならないことです。

これらのことから、体罰(疑わしい行為を含む)等の行為が発生することがないように下記の事項に留意して、引き続き適正な社会体育活動の指導・運営をお願いします。併せて、貴加盟団体の皆様に周知をお願いします。

記

- 1 指導者同士で、体罰は許されない行為であることを確認し、体罰を黙認・容認しないよう、相互で声をかけ合うなど、体罰防止を徹底すること。
- 2 日頃から保護者の参観日を設けるなど、指導実態を明らかにすること。
- 3 行き過ぎた指導があった場合、子どもたちが遠慮なく指導者に相談や訴えができるような体制づくりに努めること。
- 4 人権侵害にあたる罵声や暴言、無視等も行わないこと。